

平成 2 4 年

議会運営委員会記録

平成 2 4 年 1 2 月 5 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

開会日時 平成24年12月5日(水曜日)
午前10時45分 開会 午前11時32分 閉会

開催場所 第2委員会室

出席委員 4名、議長、委員外議員3名

委員 長	吉 田 けさみ	議員	副 委 員 長	齊 藤 秀 雄	議員
委 員	村 田 富士子	議員	委 員	猪 原 陽 輔	議員
議 長	菅 原 満	議員	副 議 長	齊 藤 克 己	議員
委員外議員	並 木 修 二	議員	委員外議員	金 井 伸 夫	議員

欠席委員 なし

事務局職員

議会事務局長	松 橋 香 二	議会事務局次長	本 間 修
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 巖
主 事	日下部 直 美		

本日の会議に付した案件

意見書案の調整について

地方自治法の一部改正の施行に伴う条例案等について

その他議会運営に関することについて

午前10時45分 開会

吉田けさみ委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、会議には、オブザーバーとして3名の議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日は、会派から提出された意見書案について、地方自治法の一部改正の施行に伴う条例案等について、その他議会運営に関することについて審議をいたします。

初めに、意見書案についてです。

齊藤秀雄副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党から提出された意見書案「危険な新型輸送機MV22オスプレイの配備撤退を求める意見書」について、説明を願います。

吉田委員。

吉田けさみ委員 まず、皆さんにお配りしてあります意見書案をもって説明にかえさせていただきますと思います。

日米両政府は、新型輸送機MV22オスプレイを山口県岩国基地に陸揚げし、同基地で試験飛行を行った後に、米海兵隊普天間基地に配備をしました。

報道によると、米海兵隊のMVオスプレイの事故が、2006年10月から2011年9月までの過去5年間で30件発生しているほか、米空軍使用のCV22オスプレイが28件の事故を起こしています。米軍が幾ら安全性を強調しても、これらの事実からオスプレイが欠陥機であることは明らかです。4月にはMV22オスプレイがモロッコで、6月にはCV22オスプレイが米フロリダ州で墜落事故を起こしています。

日本での飛行ルートは、米海兵隊が公表した沖縄県と本州、四国、九州の6ルートに加え、広島県などの中国地方でも低空飛行訓練を行い、全体の3割が夜間から未明に行われます。日本国民の命と安全を脅かす欠陥機を、米国に言われるままに配備したことは許されません。

よって、危険な新型輸送機オスプレイの配備を撤回するよう求めるということで、今御存知のように、総選挙の真っ最中でありませぬけれども、国会のほうにぜひ送っていただきたいと思ひます。

補足して申し上げますけれども、このオスプレイの飛行ルートなんです、ピンク、ブルー、ブラウン、グリーン、オレンジ、イエロー、パープルというルートがありまして、これは沖縄から東北、青森、それから日本海側、太平洋側も含めてですけれども、北海道を除く日本列島を飛行するようなルートが示されています。

海兵隊によると1ルートの年間飛行回数は55回程度で、6ルートで計330回飛ぶと、全体の28%は午後7時から10時、4%は午後10時から翌午前7時に実施するとなっています。在沖縄海兵隊は、取材に対して、日本でのオスプレイの低空飛行訓練は、地域社会への影響を最小限にすると言っているんですけども、未明に飛ぶことがもう3割、それから飛ぶ高度なんですけ

れども、飛行高度は約150m以上とされておりませけれども、速度についても時速220kmから460kmで飛ぶと、恐らく未明での低空飛行というのは、150mぎりぎりのところを飛ぶだろうと言われています。

申し上げましたように、これは明らかに欠陥があるのではないかとすることは報道されておりますので、これについてはやはり配備撤回を求める意見書を、和光市議会としても出すべきだろうという立場で提案いたします。

齊藤秀雄副委員長 日本共産党からオスプレイの配備撤退を求める意見書が、今説明されました。

それでは、各会派でそれぞれ意見を聞いていきたいと思えます。

新しい風、猪原委員。

猪原陽輔委員 私たちの会派はこの意見書に賛成です。

普天間基地は世界一危険な基地と言われておりますが、そのようなところでこのような事故リスクの高いオスプレイが、頻繁に離発着するというのは危険極まりないと思えますので、反対いたします。

齊藤秀雄副委員長 それでは、公明党。

村田富士子委員 うちのほうは、内容的には公明党といたしましても沖縄の配備につきましては、住民の理解、合意が必要であるということ、それがない限りは導入すべきではない。また安全性が確認できない限り、日本に対して導入はすべきではないという立場ではあります。ただ、この文章が全体的に意見書としてそぐわないかな、というところがありますので、このままの文章では反対です。

齊藤秀雄委員 緑風会では、基本的には反対です。

その理由としては、今世論を騒がせている北朝鮮がミサイル発射準備3段ロケットを準備しています。距離的には日本全土をカバーする距離を持っていると。なおかつ、フィリピンエリアまで届くというぐらいの能力のミサイルを配備している。これについては防衛力、また抑止力ということでオスプレイがあると、そういう見方を私はしていますので、一概に全部撤廃ということになると裸同然になるのではないかとということで、国全体の防衛力という前提からいけばこの内容には反対です。

それでは続きまして、金井議員。

金井伸夫議員 緑風会と同じく反対します。

理由は、防衛力の強化というお話もありましたが、特に尖閣諸島が現在脅かされている中で、やはりオスプレイのような航続距離の長い航空機も必要かと思えます。これはアメリカの海兵隊の航空機なんですが、日米安保条約の観点から必要性もあるんじゃないかとということで、こういう事故を引き起こすので、沖縄県民に迷惑をかけるということもありますが、一概に反対できないというのが考えです。

齊藤秀雄委員 ありがとうございます。

並木議員、お願いします。

並木修二議員 私自身は、当事者能力のない人間に意見書を出しても意味がないと思うんです。要するに、国が反対していたところならともかく、反対も何もできないところに意見書を出して何の意味があるんだという面では、この意見書を提出することには反対します。

齊藤秀雄副委員長 わかりました。

皆さんの意見をとりまとめてみますと、新しい風は賛成、公明党はこの文章では賛成できないと、ただ基本的な方向性は理解するという意見ですね。緑風会としては基本的に難しいということですので、結論から申し上げますと、この意見書案はまとまりませんでしたので、副議長提案とはなりません。

吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

次に進みます。

地方自治法の一部改正の施行に伴う条例案等についてです。

前回の議会運営委員会において、議長から今定例会において、地方自治法の一部改正の施行に伴う条例の一部改正として、政務調査費の交付に関する条例を初め、関連規則、議会基本条例、委員会条例、会議規則などを議員提出議案として上程したいとの提案が行われています。

その後の進捗について、議長、報告をお願いいたします。

菅原満議長 前回の議会運営委員会で、政務調査費が政務活動費になるということで資料をお配りし、御説明させていただき、その後の条例改正の流れについても御説明をさせていただきました。

現在、条例案については、執行部提案となるということで、執行部側と現在調整をしており、おおむね調整が済んだところであります。

政務調査費の規則は、市長が定めることとなりますので、条例の添付資料とさせていただいております。

また、改正箇所を追加、その他変更点などについては事務局長から説明をしていただくこととしますので、よろしくをお願いいたします。

吉田けさみ委員長 それでは、事務局長から詳細について説明をお願いいたします。

事務局長。

松橋議会事務局長 それでは、御説明いたします。

11月27日に行われました議会運営委員会において、地方自治法の一部改正に伴う議会に関する条例、規則等の改正について御説明したところでございますが、執行部と調整した結果、幾つかの変更箇所及び追加条文等がございましたので、御報告させていただきます。

初めに、議員提出議案となる条例案につきましては、調整した結果、議員提出議案が2本となりましたので、御報告させていただきます。

1本目は、「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて」という議案でございますので、3つの条例を改正するものでございます。

第1条に、和光市議会委員会条例の一部改正というところを載せさせていただきます。

第2条に、和光市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正でございます。

第3条には、和光市議会基本条例の一部改正となりまして、和光市議会政務調査費の交付に関する規則の一部改正につきましては、先ほども御説明いたしましたが、市長が定めることとなっておりますので、議案の追加の資料とさせていただきたいと思っております。

また、内容の追加条文につきましては、和光市議会委員会条例においては、第30条に、電磁的記録の追加ということを追加させていただきたいと思っております。また、第16条、第22条、第29条第3項で語句の整理をさせていただきまして、和光市議会政務調査費の交付に関する条例においては、別表で語句の整理をさせていただきたいと思っております。

2本目の、和光市議会会議規則の一部改正では、内容は前回御説明したとおりでございます。

また、和光市議会政務調査費の収支報告書の閲覧等に関する事務取扱要綱の一部改正と、また和光市議会事務局の組織、規則の一部改正につきましては、まだ執行部と調整中でございますので、今回お出しすることができませんでした。次回の議会運営委員会で御報告させていただきたいと思っております。

最後になりますが、前回の議会運営委員会で御説明いたしましたが、和光市議会政務調査費の交付に関する条例については、地方自治法の一部改正が施行されますと、3月1日から政務活動費となり、今年度に限りませんが、2月までの22万円は政務調査費、3月分の2万円は政務活動費となりますので、前回配付させていただきました資料で御確認をくださいますようお願いいたします。

吉田けさみ委員長 ただいま、議長及び事務局長から報告と説明をいただきました。意見等については一括で伺いたいと思っております。

〔「なし」という声あり〕

それでは、意見がないようですので、議員提出議案について確認をいたします。

まず、「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて」を、副議長議案として、最終日に上程する準備を進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように進めていきますので、御了承くださいますようお願いいたします。

次に、「和光市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて」を、副議長議案として、最終日に上程する準備を進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように進めていきますので、御了承くださいますようお願いいたします。

なお、議員提出議案ではない規則等の確認については、次回の議会運営委員会で報告いたしますので、御了承ください。

次に進みます。その他議会運営に関することです。

初めに、前回の議会運営委員会で議会報告会のホームページ掲載内容を確認し、確定しまし

たので、議会報告会の報告としてホームページに掲載いたしましたところ、お手元の資料のとおり、先週市長への手紙として回答を要する意見が寄せられました。

つきましては、掲載内容は議会運営委員会で決定していること。また、寄せられた意見に対する回答については、議会として議員全員の共通認識を諮る必要があることから御協議をいただくものです。

では、協議内容等について、議長から説明をお願いいたします。

菅原満議長 先般、市長への手紙ということで、お手元にあるような内容が届けられました。これは議会報告会の回答に関するものでございます。

(1)については、質問回答という形だけれども、意見という形でまとめたのか。

(2)については、委員会の開会の宣告の関係であります。

それから、次が会議規則第86条第1項についての解釈の関係であります。委員長の開議の宣告の関係でありますけれども、正式な会議録は調製されておりまして、きちんとした正式の体裁となっていることを確認しております。また粗稿においても確認しております。

次に、(3)のところでありますけれども、公開できる情報を執行部から提供を受け、掲載したものであること、特に決算審査にかかわる内容でありますので、決算審査に関係した資料から回答を掲載したものであります。

また、その掲載に当たっては職員課と個人情報の開示に関して、協議を行った上で回答をする予定でございますけれども、基本的には市長への手紙ということで、この情報については執行部が持っている情報でございますので、議会側から直接的に回答するというのは、議会報告会のその場でのやりとりからいくと、ちょっと検討を要するのではないかと考えております。

特に、今回の決算審査では超過勤務手当に対する質疑については、直接的にはございませんでしたけれども、超過勤務手当の各課の対象人数、総時間数及び総額の資料は先ほど申し上げましたとおり、決算委員会に関する要求資料ということで、提供を受けて人件費で審査しているところでございます。

この内容について、御意見、御協議をいただければと思います。

吉田けさみ委員長 ただいま議長から説明がありました。

このことについて、御意見があるのか、ないのかということでお聞きしていきたいと思いません。

今回はオブザーバーのほうからお聞きしたいと思いません。

金井議員。

金井伸夫議員 特にありません。

吉田けさみ委員長 並木議員。

並木修二議員 ありません。

吉田けさみ委員長 それでは、緑風会お願いします。

齊藤秀雄委員 司会者が(3)で言われているんですけども、要は確認した範囲で、また

こちらサイドで返答しているつもりなんで、その辺の誤解が生じること自体芳しくないなと私は思っています。

できれば反省点を踏まえて、次回、議会報告会をやるときは、質疑応答というのはやめて、質問を受けて後日回答するという形にしないと、1人だけが突出した形で時間をつくって、なおかつ感情的なしこりまで残すような、報告会の本来の意味から逸脱した状況が見受けられます。

ということで、次回に向けてはできるだけそういう反省点も踏まえた取り組みができればというのが、これを読んで得た感想です。

吉田けさみ委員長 それでは、公明党、村田委員お願いいたします。

村田富士子委員 特にないんですが、前回は申し上げましたように、議会報告会の反省点として、やはりこのようなことが起きてきますので、緑風会は質疑なしということではあったんですが、回答なしで、前に言いましたように、時間をとって、質問用紙に書いてもらうというような態勢をとることを検討したらどうかと思います。

吉田けさみ委員長 では新しい風、猪原委員。

猪原陽輔委員 私も特に意見はないんですけども、ただこちらの認識とメールをいただいた方との認識が違っている部分があるということなので、そのことに対しては答えていかないといけないと思います。こう回答したという理由づけは、きちんとしていったほうがいいと思います。

あと、齊藤副委員長からの御提案がありましたが、その場での質疑応答はあったほうがいいのかなと思います。ただ、紙に書いてもらうという形で1回やりましたけれども、私も誤解のないようにという点からすれば、そちらの方法を検討してもいいのではないかと考えております。

吉田けさみ委員長 共産党としては、特段意見はありません。

議長。

菅原満議長 新しい風のほうがこの回答で認識のずれで、回答のあり方というのは、どういった点をどうすればいいのか、ちょっと御意見をいただければと思いますが。

吉田けさみ委員長 猪原委員。

猪原陽輔委員 私が思ったところなんですけれども、図書館に会議録を置くという部分があったと思うんですけども、これに関してはメールをいただいた方の認識だと「ホームページに公開してほしいと、すぐにできないのであれば、せめて図書館へ。」とおっしゃっているんですけども、こちらの回答としては意見自体が図書館に会議録を置いてほしいとなっています。そこはちょっと違っていると思いますので、そこに関しては回答がずれていると思いますので、ちゃんとお答えしたほうがいいと思います。

吉田けさみ委員長 議長。

菅原満議長 基本的には、どういうふうに掲載するかという形については、1回全員協議会で

資料をお配りして、その後、議会運営委員会で確認をしていただいて掲載しているという大前提がありますので、基本的にはこういった部分をどういうふうに掲載するかという形については今までも協議していただいて、基本的に和光市議会としては報告会のやりとりの概要についてこういう形で掲載してきているということでもありますので、今のでいくと要望、意見について追加するということになるんですけれども、どういうふうに回答すればいいのかという、改めてもう一度確認させていただければと思うんですが。

吉田けさみ委員長 今、議長のほうからお話がありましたように、全員協議会でホームページに掲載を確認し、なおかつ議会運営委員会でも確認をして載せてきたという、段階を踏んでやってきているわけですね。それについての御理解はよろしいですか。

それでは、今、議長がお聞きしたことについて、猪原委員のほうから御意見ををお願いします。

猪原陽輔委員 ホームページに載せている内容については異論はありません。

ただ、メールをいただいている方が、その内容が私の言った意図ではないとおっしゃっている、そのことについては説明が必要なんではないかなと思っております。そういう意見です。

吉田けさみ委員長 休憩します。（午前11時10分 休憩）

再開します。（午前11時14分 再開）

猪原委員。

猪原陽輔委員 このメールをいただいた市民の方は、ホームページに会議録を載せてほしいという御意見だったんですけれども、回答として図書館に配付しますという回答だと勘違いされているので、その点は訂正して、ちゃんと会議録のホームページ掲載を検討しているという意図を、メールをいただいた方にお伝えしたほうがいいと思います。

吉田けさみ委員長 齊藤副議長。

齊藤克己副議長 まず、これは皆さん了解を得てということで、議会報告会の内容をホームページに掲載する内容に関しては、先ほど話があったとおり全員協議会で確認して、この議会運営委員会でもその内容についてそれぞれの会派が確認できた上での共通認識として載せる。

その内容に関しては、ホームページ上にすべてのやりとりを載せることができないので、その中で、意見なり要望というのをまとめて載せさせていただいたということで、それに対する今回このような形で個人から反応はいただいたわけです。けれども、それに対して、やはり議会の大枠としての議会報告会のやりとりの中での御報告ということと、それからまた別のスタンスでといいますか、それは今言ったように議会報告会のやりとりに関してははっきりとして、議会として総意を持ってこういう形で進めてきたんだということは、それぞれの会派が認識していただいた上で対応していくということが必要ではないかと感じておりますので、その点だけ一つ今申し述べさせていただきました。

吉田けさみ委員長 休憩します。（午前11時16分 休憩）

再開します。（午前11時17分 再開）

議長お願いいたします。

菅原満議長 会議規則第86条、これは前段で本会議にも関係しておりますけれども、「することができない」と「してはならない」という法律用語があるとのことでございます。「することができない」というのは、行為能力、意思ではなくて行為の能力です。「してはならない」というのはもうそのものずばり、してはいけないということでございますので、「することはできない」というのは、基本的には開会されていない、あるいは休憩中においては委員会が開かれていないので、その場での発言というのは委員会としての発言としてすることができないということに当然なります。

例えば、満16歳あるいは満18歳になるまで婚姻することができないとかいう場合には、能力として婚姻届を提出することができないということであって、「してはならない」という書き方ではないということをもってしても御理解いただけるのかなと思います。「することができない」と「してはならない」ということは、法律用語上きちんと分かれておりますので、その辺についての御認識を共通の認識として持っていただければと思います。

吉田けさみ委員長 それでは、第86条について議長のほうから共通の認識を持つ必要があるということで提案というか、御意見というかあったわけですが、これについて御意見ありますか。第86条の解釈よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、これにつきましては全議員の総意を要するものであります。各会派におかれましては、会議規則第86条の解釈を確認し、共通認識を諮っていただきたい、よろしくお願いいたします。

議長。

菅原満議長 ホームページのほう「審議してはならないことになっている」ってなっていますけれども、これ誤植ですので、「することができないとなっている」ということで、訂正をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

吉田けさみ委員長 「できない」となっているものを「することができない」というふうに、よろしくお願いいたします。

休憩します。（午前11時20分 休憩）

再開します。（午前11時21分 再開）

議長。

菅原満議長 今のホームページの訂正の件ですけれども、発言者側の発言を捉えての掲載でしたので、用語ということではなかったもので、訂正するというのは私のほうの勘違いでしたので、このままということで大変失礼いたしました。

吉田けさみ委員長 それでは、ただいまの発言等を踏まえまして、市長への手紙の回答につきましては、正副議長及び正副議会運営委員長に一任させていただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

今回の質問を受けまして、議会として発言すべき情報と、執行部側から提供する情報について、検討しなければならないと認識いたしました。今後、報告会や市長への手紙についての回答は精査していきたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

改めて、議長のほうでこの件に関して発言をお願いいたします。

菅原満議長 くどくなって申しわけありませんけれども、改めて確認ということで発言をさせていただきます。

基本的には執行部に係る質問や具体的な対応については、議会側で回答することはこれではできませんので、御理解いただきたいと思います。

特に、報告会におきまして、審査していない場合、しかも要求資料がない場合には議会側にはお答えするものが基本的にはございません。回答する場合は、委員長から議長への依頼を経て議長名で執行部へ情報提供を依頼する手続が必要となります。執行部が持っている情報を問い合わせ等で答える場合、後ほどお答えしますと、仮に報告会の場合で答えて、そういったお答えする手持ちの根拠がない場合、回答する場合は今申し上げました手順をとるということとなります。

今後、報告会での質問や市長への手紙に対する回答については、後ほど議会運営にも大きく影響が及ぶ恐れがある場合は、議会運営委員会に諮らせていただきまして、それ以外は正副議長及び正副議会運営委員長に一任をいただきまして、市長への手紙へ回答をさせていただければと思います。

また、市長への手紙は随時届きますので、協議いただく必要性がどうしても出た場合には、急遽議会運営委員会の開催をお願いすることとなりますので、その点は御了承をいただければと思います。市長への手紙の回答期間というのが設定されておりますので、その点恐縮ですが、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

基本的に回答期間は2週間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

吉田けさみ委員長 ただいま議長から発言がありましたことについては、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、次に進みます。

議員研修会についてです。

前回の議会運営委員会で、今年度最後の議員研修会は東京ガス本社ビルへの視察に決定いたしました。その件について、事務局から報告をお願いいたします。

平川議事課長補佐 それでは、御報告いたします。

東京ガス株式会社のほうに連絡いたしました結果、研修会といたしまして2月6日水曜日、午前10時からおおむね90分で仮予約をさせていただきました。それで、地震防止システムの受

講及び見学をさせていただくことで調整を図っているところでございます。

内容につきましては、東京ガスにおける防災供給部、供給指令センター、東京ガスの地震防災対策、保安指令センターの概要説明と見学を予定しております。

行程につきましては、公共交通機関を利用し、和光市駅に午前9時ごろ御参集いただきまして、地下鉄東京メトロの有楽町駅で山手線に乗りかえて浜松町で下車、徒歩5分の本社ビル内での受講となります。東京ガス本社では駐車場がなく、駅と直結した通路がございまして、公共交通機関を利用したほうが便利であるということでございますので、そのような提案でございます。

費用につきましては、公費負担としまして2月の報酬と合わせて支給させていただくんですけども、当日は立てかえていただくことを御了承いただきたく思います。

また、随行は2名を予定しております。

議会運営委員会で御了承いただきましたら、研修会の実施通知、あと東京ガスへの依頼等の事務を進めさせていただきたいと考えております。

吉田けさみ委員長 ただいま事務局から報告がありました。

ただいまのとおり実施してよろしいでしょうか。

〔「了解」という声あり〕

それでは、お手元の資料は議員研修会概要案になっておりますけれども、概要ということになります。そのように実施いたしますので、各会派において御周知ください。

事務局では依頼等事務手続を進めてくださいますようお願いいたします。

その他、次回の議会運営委員会の日程についてです。

休憩します。（午前11時27分 休憩）

再開します。（午前11時30分 再開）

それでは、次回の議会運営委員会は、市議会だよりについて任意の編集委員会が12月18日火曜日、本会議終了後、2回目の任意の編集委員会が1月10日13時から、正式な広報議運を1月17日木曜日の13時30分から開催いたします。また、12月14日金曜日、本会議終了後、議会運営委員会を開催し、議会に関する規則に関すること等について議題とし、議運を開きます。よろしいですか。

〔「了解」という声あり〕

以上で議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時32分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 けさみ